

令和5年1月30日

全学公認課外活動団体代表 各位

学務部学生支援課

新歓活動実施の際の注意事項

令和5年度に向けての新歓活動について以下のとおりお知らせします。構成員に周知のうえ、決められたルールでの新歓活動を実施するよう徹底してください。

○ビラ配り

感染防止対策を徹底した上で「屋外」での実施を許可します。

なお、複数団体が大人数で実施することによる密の発生を防ぐため、以下の制限を遵守した上で実施してください。

- ①配付を行う学生は必要最低限の人数とすること
- ②歩行中の学生を呼び止めて、その場で活動内容の説明や実演等を行わない、あくまで実施できるのは「ビラの配布」に限る

密の発生に伴う感染リスクを下げるため、当分の間は上記の制限を必ず遵守して実施してください。

なお、例年同様、入学式、新入生健康診断でのビラ配りは禁止です。

○演奏会や演舞の実施

感染防止対策を徹底した上での実施を認めます。

ただし、中央図書館前や総合教育棟前等学内施設を利用して行う場合は申請書の提出が必要となります。必ず事前に作成し、学生相談係に提出してください。

申請書の様式は問いませんが、「実施日時」「感染防止対策」「利用する場所の図面」については必ず記載し、実施を予定している日の一週間前（土日除く）までに提出すること。

○掲示物

学内施設にビラ等を掲示する場合は事前の許可が必要となります。

記載内容を確認した上で許可印を押しますので、掲示を希望する場合はビラ等を学生相談係の窓口にお持ちください。総合教育棟に掲示する場合は、B階（3階）以上の所定の掲示板を必ず利用すること。

また、看板の設置を希望する場合は、大学会館2階事務室職員（川崎さん）に申請を行うこと。次年度の看板設置期限は5月末までを予定しています。

（本件担当）

学務部学生支援課学生相談係

川嶋、大板

（内線）5166、5168

（mail）soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp